

議員提出議案第7号 市長の専決処分事項の指定の一部改正について

1. 改正目的

地方自治法の一部改正（令和8年9月24日施行）により、同法の条項に繰下げが生じることから、当該条項を引用しているため、所要の改正を行う。

2. 改正内容

第4項に規定する「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項」を「地方自治法第243条の2の9第8項」に改正する。

改正前

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が200,000円以下のものを免除すること。

改正後

4 地方自治法第243条の2の9第8項の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が200,000円以下のものを免除すること。

3. 施行期日

公布の日

市長の専決処分事項の指定について（昭和５３年１２月２２日）新旧対照表

新	旧
地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 １ 目的物の価格が１件１，０００，０００円以下の和解に関すること。 ２ 法律上市の義務に属する１件１，０００，０００円以下の損害賠償の額を定めること。 ３ １件１００，０００円以下の権利の放棄をすること。 ４ <u>地方自治法第２４３条の２の９第８項</u> <u>の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が２００，０００円以下のものを免除すること。</u>	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。 １ 目的物の価格が１件１，０００，０００円以下の和解に関すること。 ２ 法律上市の義務に属する１件１，０００，０００円以下の損害賠償の額を定めること。 ３ １件１００，０００円以下の権利の放棄をすること。 ４ <u>地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４３条の２の８第８項</u> <u>の規定に基づき、職員の賠償責任を免除する場合において、その賠償責任の額が２００，０００円以下のものを免除すること。</u>